

建築物空気調和用ダクト清掃業

物的基準	<ul style="list-style-type: none"> ①電気ドリル及びシャー又はニブラ ②内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。) ③電子天びん又は化学天びん ④コンプレッサー ⑤集じん機 ⑥真空掃除機
------	---

人的基準	<p>《空気調和用ダクト清掃作業監督者》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">資格の種類</th> <th style="width: 50%;">提出する書類</th> </tr> <tr> <td>・ダクト清掃作業監督者講習会修了者</td> <td>○ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者</td> <td>○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)</td> </tr> </table> <p>《空気調和用ダクト清掃作業従事者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件に該当する研修を修了したものであること。 ①空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。 ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が登録する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ③その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ④その指導に当たる者が、③の内容を指導するのに適当と認められる者であること。 	資格の種類	提出する書類	・ダクト清掃作業監督者講習会修了者	○ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し	又は		・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)
資格の種類	提出する書類								
・ダクト清掃作業監督者講習会修了者	○ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し								
又は									
・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(ただし、初回登録時のみ)								

空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること	<p>●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第3</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。 ②清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。 ③清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。 ④清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。 ⑤空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。 <p>※業務を他の者に委託する場合</p> <p style="margin-left: 20px;">あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者^(注)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
---	--

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの